

申請は妊娠届出～
産後 11 か月まで
(多胎は1歳11か月)

■ 市ホームページから簡易電子申込にて利用申請

- ・申請から高槻市産前産後育児サポート事業利用可否決定通知書（以下、決定通知書）が自宅へ郵送されるまで、約 2 週間かかります。期間に余裕をもって申請ください。
- ・高槻市産前・産後ママサポート事業で利用の決定通知書を交付され、利用期間・回数が残っている方は、既に利用した分を差し引いた回数、高槻市産前産後育児サポート事業をご利用いただけます。改めての申請は不要です。

■ 「高槻市産前産後育児サポート事業利用可否決定通知書」が市から届く

- ・事業者への利用予約は、決定通知書が届いてから行ってください。
(裏面が「利用記録簿」となっています。)

オモテ
決定
通知書

ウラ
利用
記録簿

■ 市ホームページで利用事業者を選ぶ

- ・事業者毎に対応可能日時や連絡先が異なります。

■ 事業者へ利用予約を取る

- ・利用希望する事業者へ、直接利用予約の連絡を行ってください。

※買い物や支援中の移動に必要な費用については、利用者の負担となります。
※その他の留意事項は、市ホームページにて「できること・できないこと一覧表」等を参照してください。

Check !

<利用予約時に手元に用意するもの>

- ・決定通知書（令和8年10月以降は、裏面が「利用記録簿」となっています。）
（「高槻市産前・産後ママサポート事業利用可否決定通知書」でも可）
- ・利用記録簿

■ (変更やキャンセルの場合)

Check !

- ・必ず、利用予定日の1営業日前の午後5時までに、事業者へ連絡してください。(営業日は事業者により異なります。)
上記日時以降の連絡や無断キャンセルは、1 回分利用したものとみなします。改めて事業者や市担当から連絡が入ることがあります。

■ 利用当日

- ・決定通知書と利用記録簿をお手元にご用意ください。
- ・身分証明書を所持した支援者が訪問します。
- ・以下の状況下では支援を行うことはできませんので、ご了承ください。
 - ① 利用の際に支援者が自宅にいる場合
 - ② 利用者含む同居家族に感染症の患者またはその疑いの者がいる場合
 - ③ 産前は妊婦、産後は利用者1名と対象児が不在の場合

■ 利用終了

- ・支援終了後に、支援員が報告書と利用記録簿を記載します。内容をご確認のうえ、利用者サインをお願いします。
- ・決定通知書と利用記録簿は、利用期間・回数が終了するまで使用しますので、大切に保管してください。

